

令和6年度
第1回
定期監査報告書

（健康福祉部）

地域福祉課、生活福祉課、健康課
新型コロナウイルス感染症対策給付金担当

（こども家庭部）

こども家庭センター

青梅市監査委員

定 期 監 査 報 告 書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項および第 4 項の規定による監査

2 監査の対象部署

健康福祉部 地域福祉課、生活福祉課、健康課、新型コロナウイルス感染症対策給付金担当

こども家庭部 こども家庭センター

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行等が、予算および議決ならびに法令等にもとづいて、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

4 監査の範囲

令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの財務に関する事務の執行等

5 監査の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 27 日まで

説明聴取 令和 6 年 6 月 10 日

6 監査の実施内容

監査の実施に当たっては、青梅市監査基準に準拠し、監査の対象部署から提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取ならびに現地確認などを行った。

第 2 監査の結果

監査に当たっては、予算の執行が公正妥当であるかとの観点から判断したところであり、監査対象部署の所管する財務に関する事務等については、提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取ならびに現地確認などにより監査した限りにおいて、法令等にもとづき、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

また、公印の管理、現金および郵券等の管理についても適正に行われていることを確認した。

今後も適正かつ円滑な事務の執行に努められたい。

なお、監査対象部署の事務取扱いの一部に、検討または改善が必要と認められる事項が見受けられたので、要望事項として記載する。

1 事務分掌

青梅市事務分掌規則に定めるとおりである。

2 予算の執行状況（令和５年１２月３１日現在）

(1) 歳入

（単位：円、％）

課	会計区分	予算現額	調定額	収入済額	調定に対する収入率
地域福祉課	一般	125,113,000	12,144,433	12,144,433	100.0
生活福祉課	一般	3,949,167,000	3,610,450,181	3,162,337,928	87.6
健康課	一般	48,096,000	11,020,507	11,020,507	100.0
新型コロナウイルスワクチン接種担当	一般	815,341,000	378,601,310	378,601,310	100.0
こども家庭センター	一般	195,233,000	7,800	7,800	100.0

(2) 歳出

（単位：円、％）

課	会計区分	予算現額	支出済額	予算現額に対する執行率
地域福祉課	一般	240,926,000	106,283,444	44.1
生活福祉課	一般	5,046,157,000	3,761,223,512	74.5
健康課	一般	452,321,502	226,767,882	50.1
	国民健康保険	187,939,000	128,083,950	68.2
	後期高齢者医療	154,295,000	133,437,958	86.5
新型コロナウイルス感染症対策給付金担当	一般	1,550,370,000	449,098,489	29.0
新型コロナウイルスワクチン接種担当	一般	1,102,214,000	464,018,988	42.1
こども家庭センター	一般	575,260,000	274,188,002	47.7

※課名は令和５年１２月３１日現在の名称

3 要望事項

各課に対する要望事項については、以下のとおりである。

(1) 地域福祉課

ア 福祉サービス利用者総合支援事業補助金について

福祉サービス利用者総合支援事業補助金は、福祉サービスの利用者等が、地域において福祉サービスを安心して選択し、利用できるようにすることを目的に、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が実施する福祉サービス利用者総合支援事業に対し、助成をするものである。

令和5年度の補助金交付決定通知書を確認したところ、印刷製本費を含めて交付決定されていた。

令和5年4月24日に施行された令和4年度の補助金確定通知においても、「社協だより等印刷代」として、印刷製本費を補助対象として決定を行っているが、青梅市福祉サービス利用者総合支援事業補助金交付要綱（以下このアにおいて「要綱」という。）補助対象経費に印刷製本費は規定されていない。

印刷製本費は、「委託料に含まれるとの解釈で交付決定していた。」とのことであるが、印刷製本にかかる経費が、本補助金の目的の達成に必要と認めるのであれば、補助金の透明性を確保するためにも、要綱を改正し、補助対象経費として「印刷製本費」を明記することが望ましい。

また、受理した実績報告書には、相談の件数は示されているが、相談や助言の内容、それらに要した時間、福祉サービス提供者に対する改善の申入れ等の内容の報告はなく、要綱にも、実績報告の内容に関し、特段の項目を指定していない。

福祉サービス利用の実態を把握することで、本補助金の更なる充実や、よりニーズに沿った改善に活用できるよう、詳細な実績報告書を徴取するよう要望する。

さらに、市として広報おうめへの掲載を実施するなど、市民への周知にも努められたい。

イ 成年後見活用あんしん生活創造事業実施委託について

高齢化が進んでいる現代社会において、一人暮らしの高齢者が増加する中、成年後見制度の活用は、今後、ますます必要性が高

くなってくると予想される。

成年後見活用あんしん生活創造事業実施委託は、認知症高齢者、知的障害者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の活用を促進することを目的としている。

実績報告では、成年後見制度にかかる相談に関しては、件数の報告のみにとどまっており、相談や助言の内容、それらに要した時間等の報告は受けていないとのことであるが、特に、本事業は業務委託であることを考慮しても、相談の実例や傾向等を把握し、分析を行うことが必要であり、これらを活用して今後の事業の充実に図られたい。

また、委託料として 19,981,008 円を支出しているが、この額の妥当性を検証する上でも、より詳細な実績報告書を徴取するよう要望する。

ウ 青梅市戦没者遺族会事業費補助金について

青梅市戦没者遺族会事業費補助金は、青梅市戦没者遺族会（以下「遺族会」という。）等の事業に対し助成を行うことで、遺族の福利厚生の向上に寄与しようとするもので、同補助金交付要綱にもとづき執行されている。

以下、3 件に分けて要望する。

(ア) 実績報告書における支出を証する書類について

提出を受けた実績報告書の中には、誤りと思われる領収証が添付されているほか、補助金交付要綱で添付を求めている「支出を証する書類」には当たらない「出金伝票」が添付されているものも散見されるが、これらを適正と判断し、決定している。

実績報告書は、補助金交付の適正性が立証できる書類の添付を求め、厳格な審査を行うよう要望する。

また、添付された領収証の中には、合計金額のみが記載されたものが添付され、手書きで購入物品名が記載されたものが見受けられる。

この場合、実際に購入した物品等の内訳が記載されないため、支出そのものは証明されるものの、補助対象経費であるかを確

認することができない。

「領収証」については、簡易なレシート状のものであっても、購入した物品が明記されたものの添付が望ましく、今後の改善に向け検討されたい。

(イ) 遺族会本部および各支部における経理について

各支部から遺族会本部へは、会員 1 名当たり 500 円の「会費」を納めている。これを「東京本部年会費」として支出項目に記載している支部もあることから、各支部においては、この「会費」を遺族会本部から東京都遺族連合会へ一括して納めるための会費と認識していると思われる。

一方、遺族会本部の実績報告によると、東京都遺族連合会へ納める会費の財源は、市の補助金である旨が記載されており、遺族会本部と支部との間で、報告の整合がとれていない状態であった。

また、本部、支部ともに、補助金の交付額を上回る繰越金の発生が散見されているが、支部によっては実績報告書に収支の一部のみしか記載がなく、繰越金の確認すらできない報告書となっている。

実績報告書には、本部、支部それぞれの収支全体の報告を求め、補助金交付の適正性を厳格に審査するとともに、「青梅市補助金等の見直しに関する指針」にもとづき、補助金の額や対象経費が妥当なものであることを検証しつつ、適正な補助金執行に努められたい。

(ウ) 遺族会本部の事務局を担うことについて

遺族会本部の事務局は、地域福祉課が担っており、市へ提出する補助金の交付申請書、実績報告書等の書類作成のほか、金銭出納の事務等を行っている。

これら申請書等の作成など、遺族会本部の事務局として行う事務と、市として遺族会本部から申請書等を受理および審査する事務を同一の職員が行っている。

限りある職員で行っているとはいえ、申請者と審査者が同一人であることは適切と言えず、ミスや事故の発生のほか、仮にミスや事故が発生していても発見が困難になるなど、様々なリ

スクが存在する。

申請者と審査者が同一人となることは厳に避け、適正な補助金執行が行えるような体制を構築されたい。

エ 災害義援金について

災害義援金については、青梅市災害義援金受理および管理に関する要領（以下このエにおいて「要領」という。）にもとづいて管理等を行っているところであるが、令和元年台風第 19 号による被災者への義援金として東京都から配分された災害義援金のうち、被災者への配分後の残額 54,242 円が、令和 2 年度以降も「歳入歳出外現金」のまま保管され、年度振替が繰り返されてきている。

この残額については、今後、義援金配分の機会が発生した際に、青梅市災害義援金配分委員会に諮り、取扱いを決定するとのことである。

要領では、義援金は、義援金口座で管理し、被災者等へ配分するときには、義援金口座から歳入歳出外現金に振り替えて支出するものとされている。

現在「歳入歳出外現金」として保管している義援金については、当面の間支出する予定はないとのことであるため、当該義援金は、義援金口座において保管することが望ましい。

オ 募金の取扱いについて

地域福祉課では、ウクライナ人道支援救援金など複数の募金を受け付け、日本赤十字社へ送金しているが、募金の回収方法、運搬方法、現金の管理方法、送金処理の時期などのルールが明文化されていないとのことである。

現状では、不定期または募金箱が一杯になったときなど、募金箱から現金を回収し、歳入歳出外現金へ入金し、送金をしているとのことである。

これらの募金は、会計事務規則にもとづく「歳入歳出外現金」の「その他雑部」に分類し、正に「現金」を扱っているが、地域福祉課には、同規則に規定する金銭出納員や現金取扱員として任命されている者がいない状況である。

現金の取扱いについては、その出納および保管が適正に行えるよう、会計事務規則に沿った手続を経るとともに、その取扱いに

かかるマニュアルや要綱の整備を進めるよう要望する。

カ 重層的支援体制整備事業移行準備事業実施委託について

市では、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援を行っていくため、令和３年度から重層的支援体制の整備に向け、その準備に取り組んできた。

令和５年度においては、翌年度の本格実施を見据え、地域福祉コーディネーターを増員しつつ、幅広く包括的な相談体制を確保するために、生活全般についての協力団体や、既存の支援に関する会議への調整や参加を行い、多機関との連携による相談者への地域や社会参加に向けた包括的相談支援体制づくりに取り組んだ。

地域福祉コーディネーターについては、当初、専任３人を配置することで計画したが、人材の確保に苦慮し、２人でのスタート後、年度内には３人を確保したものの、他業務との兼任が実態であった。

福祉分野における人材確保が困難な中ではあるが、本事業において重要な役割を果たす地域福祉コーディネーターの確保に努め、令和６年度における本格実施に向け、十分な体制を構築されたい。

キ 生活困窮者等の支援にかかる各種業務委託について

生活自立支援窓口においては、経済的な困りごとと合わせ、生活上で様々な不安や問題を抱えた方に対し、悩みが深刻化する前に支援を実施することにより、生活困窮に陥ることを防止し、自立生活を継続していくことを目的として、各種支援事業を実施している。

「青梅市ひきこもり等支援事業業務委託」では、ひきこもりに関する相談会を３回実施したとのことだが、契約書に示される委託業務の内容と必ずしも一致せず、また、報告書の提出も求めている。

仕様書には、業務内容をより具体的に明示するとともに、業務実績報告書の提出についても示し、客観的に契約の履行が確認できるような業務委託とするよう要望する。

一方、「青梅市生活困窮者等就労準備支援事業業務委託」では、「月間報告書を作成し、翌月に提出する。」旨が明示されているにもかかわらず、数箇月遅れて提出されているものが散見される。

本業務委託の報告を「月間報告」と義務付けているのは、「それぞれの支援対象者の状況を逐次把握する必要があるため。」とのことであったが、その目的を達成するためにも、月間報告は遅滞なく受理するなど、契約に定められた事項は忠実に履行するよう求められたい。

また、「青梅市生活困窮世帯学習支援事業委託」を含め、これら全ての委託契約が、特命随意契約により締結されている。

特命随意契約の理由が、「いずれの委託も、支援対象者に対する継続的な支援が必要であり、前年度から継続して支援を実施する際に委託業者が変更となると支障がある。」との趣旨の説明であったが、それぞれの業務委託において、支援の内容など、適切な業務報告がなされていれば、翌年度に異なる事業者が受託しても、業務を円滑に引き継ぐことは十分に可能と思われる。

現行の考え方では、同一の相手方と永久に特命随意契約を行うこととなるため、契約締結の方法については、地方自治法等の趣旨を再確認し、適正に行うよう要望する。

ク 社会福祉協議会に対する定期的な検査について

令和5年1月に実施した財政援助団体等監査報告において、「社会福祉協議会に対する事業の実施状況の検査」を定期的に行うよう要望したところである。

その後、ヒアリングを行ったものの、「定期的な検査」の実施には至っていないとのことである。

また、今回の定期監査において確認したところ、「定期的な検査」を実施できない特段の理由はないとのことである。

市は、社会福祉協議会に対し、様々な事業の委託や補助を行っており、その中には複数の相談業務が存在するなど、委託や補助の実態が複雑で全体像の把握が困難なものとなっている。

このような状況を踏まえ、人件費等の適正な執行の確認、運営に関する補助金交付の効果の検証のほか、委託業務や補助事業のうち、重複業務を整理することなどを検討するためにも、定期的に事業の実施状況を検査するよう改めて要望する。

(2) 生活福祉課

ア 現金の適正管理について

現金の取扱いについては、金庫への保管、毎月の残高確認、複数職員による現金袋詰め作業、支給方法など、今回監査した範囲の限りにおいては、青梅市福祉事務所公金等の管理事務要領にもとづき管理されていた。

今後も、生活保護費の窓口支給および現金書留を合わせると毎月1,000万円程度の高額の現金を取り扱うことが見込まれることから、現金の取扱いには特に注意を払うとともに、厳重な管理体制のもと適正に管理されたい。

イ 生活保護費弁償金の適正管理について

生活保護法第78条にもとづく弁償金にかかる未納者への督促・納付指導の実施状況に対し、国から指導があった。

国の指導にもとづき、生活保護費弁償金の対応について、管理責任者および担当者を明確にし、複数の目で確認するなど、債権管理を徹底されたい。

ウ 訪問調査の実施について

生活保護被保護者への訪問調査は、コロナ禍により令和2年度から令和4年度まで自粛されていたが、令和5年度から再開したとのことである。しかしながら、コロナ禍以前のような訪問調査の実施水準には至っていない状況とのことである。

訪問調査は、被保護者の健康状態や生活実態を把握することにより、支援方針を確認することができるため重要であり、国からも、「少なくとも年2回以上訪問すること。」とされている。

ケースワーカーは年度当初に作成した訪問計画に沿って着実に訪問調査を行うとともに、査察指導員は訪問計画の進捗状況を確認し指導助言を行い、訪問率の向上に努められたい。

(3) 健康課

ア 青梅市三師会事業補助金について

青梅市三師会に対して交付した補助金、450,000円のうち、301,000円が、体組成計の購入に充てられている。

体組成計は、おうめ健康まつりにおいて活用されたとのことであるが、おうめ健康まつり以外における活用実績や、今後の活用予定について把握していなかった。

補助金の交付に当たっては、機材購入の事実だけでなく、購入後

の活用実績についても確認し、補助金が効果的、効率的に活用されていることを検証するよう要望する。

イ 御岳山診療所の在り方について

御岳山診療所は、御岳山地区に医療施設がないことや交通が不便であることから、健康管理上の不安を抱えていた地区住民からの要望を受けて昭和 52 年 12 月 29 日に設置し、医療法人社団沢医会に、診療業務を委託している。

しかし、近年、御岳山地区の住民は、沢医会が運営する沢井診療所で受診しており、御岳山診療所は、その住民に定期的に薬を渡したり、健康観察で利用しているが、医療行為は行っていないとのことである。

担当課では、受診者がいない状況が続いているが、御岳山診療所があることにより、住民に安心感を与え、その必要性は感じているとのことである。

施設の老朽化や受診者数の実態を踏まえ、オンライン診療や薬の宅配など新たな形態を取り入れる検討など、診療所および地元住民との協議の上、御岳山診療所の今後の在り方を検討されたい。

(4) こども家庭センター

産後ケア事業の継続的な実施について

産後ケア事業は、産後の産婦の心身のケアおよび育児のサポートを目的として、宿泊型、日帰り型、訪問型事業を実施しており、令和 5 年度は 5 者の事業者へ委託し、それぞれ特色のある事業を行っている。

令和 5 年度は申請者 188 人に対して利用者は 88 人とどまり、未利用者は 100 人となった。

申請者に対し、市は利用の必要性があると判断し、承認している。利用できなかった方には様々な理由があると思われるが、その理由の把握に努め、どのようにすれば利用につながるのか検証するとともに、相手に寄り添った丁寧な対応に努められたい。